

甲斐市空き家等除却費補助金

甲斐市では、特定空き家等の発生を抑制し、周辺的生活環境を保護するため、老朽化した市内の空き家等の除却工事費用の一部を補助します。

対象となる住宅

次の要件をすべて満たす住宅が対象です。

- 個人が所有する市内の住宅（店舗併用住宅を含む）で、住宅地区改良法施行規則に基づく住宅の不良度判定が 100 点以上であるもの
- 所有権以外の権利（抵当権、担保権、地上権など）が登記されていないもの（当該権利者が、対象となる空き家等の除却について同意している場合を除く）
- 公共工事等の補償の対象となっていないもの
- 特定空き家等の認定を受けていないもの

補助対象者

次の要件をすべて満たす方が対象です。

- 対象となる住宅の所有者または納税義務者等（共有名義の場合は、所有者等の全員の同意があるもの）
- 甲斐市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団員等ではない者

補助対象となる工事

対象となる住宅で、市内施工業者が行った除却工事

※ 次の工事は、**補助対象となりません。**

- ・補助金の交付決定前に着手した工事（緊急を要する状況であるため事前に届け出た場合を除く）
- ・対象となる住宅の一部を除却するもの
- ・他の制度による補助金の交付を受けようとするもの
- ・家財道具、機械および車両などの動産を除却する工事
- ・舗装、浄化槽等の地下埋没物等の除却工事

補助額

補助対象工事費用の 2 分の 1（補助上限額 50 万円）

◆空き家除却に関する事業や空き家全般の相談窓口はこちら
甲斐市役所 都市建設部 建設課 建設総務係（竜王庁舎本館 2 階 22 番窓口）
〒400-0192 甲斐市篠原 2610 番地
TEL 055-278-1668 FAX 055-276-7214

補助金の申請から交付までの流れは、裏面をご覧ください。

甲斐市空家等除却費補助金申請から交付までの流れ

